

資 料

中国裁判事例研究（6）

中国裁判事例研究会
（代表者 小 口 彦 太）

企業の照明による「光汚染」とその差止
——「最高人民法院公報」の一裁判事例を素材として——

文 元 春

企業の照明による「光汚染」とその差止

——「最高人民法院公報」の一裁判事例⁽¹⁾を素材として——

上海市浦東新区人民法院2004年11月1日判決

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| I. 事 案 | (2) 損害 |
| 1. 事実の概要 | (3) 因果関係 |
| 2. 裁判所の判断 | 2. 検討 |
| II. 解 説 | III. 終わりに |
| 1. 環境不法行為の要件および
差止をめぐる議論状況 | |
| (1) 違法性 | |

I. 事 案

1. 事実の概要

X（原告——陸耀東）の住居の西側とY（被告——上海市永達中宝自動車販売サービス有限公司）の営業所の東側が隣接しており、その間には幅員約15メートルの公道が通っている。Yは、同営業所の東側に面している展示ホールの照明として、展示ホールの塀の所に三つの街灯（以下、本件街灯という。）を設置し、毎晩7時から翌朝5時まで付けていた。本件街灯は、Xの住居のベランダとその高さを同じくしており、最も近い所では、Xの住居から20メートル程離れていたが、その間には、街灯の光を遮断するものが何もなかった。また、本件街灯は、Yの営業所に照明を与えるだけでなく、Xの住居および周辺住宅の外壁に反射され、且つ、窓を通して住居の内部にも著しい影響を与えていた。そして、Xの住居のベランダから夜間の街灯の明かりを目視すると、その明るさは、眩い程度に達していた。

そこで、Xが、Yの設置した街灯により、不眠等の症状が現れ、仕事の効率が低下し、本件街灯は、住民の休息を重大に妨害しており、2004年9月1日から実施されている「都市環境裝飾照明規範」の規定⁽²⁾に違反し、光汚染に

(1) 「陸耀東訴永達公司環境污染損害賠償糾紛案」最高人民法院公報2005年5期40頁。

よる侵害に当たるとして、Yに対して、光汚染による侵害の停止および排除、本件街灯の撤去、公の場での謝罪並びに1000円の損害賠償を求めて提訴したのが本件である。なお、Xは、本件の審理中に損害賠償請求額を1円に変更している。一方、Yは、2004年9月1日のXの提訴後、同年の9月3日から本件街灯の使用を中止している。

2. 裁判所の判断

2.1 主文

一、Yは、本件街灯の使用を中止し、Xに与えた光汚染による侵害を排除せよ。

二、Xのその他の請求を棄却する。

なお、本件判決（第1審）の言い渡し後、当事者が上訴しなかったため、本件判決は既に法的効力が生じた。

2.2 理由

「中華人民共和國環境保護法」第2条は、「本法にいう環境とは、人類の生存と発展に影響を及ぼす各種の自然的及び人工的改造を経た自然要素の総体を指すものであって、それには、大気、水、海洋、土地、鉱物資源、森林、草原、野生生物、自然遺跡、人文遺跡、自然保護区、風景名勝区、都市〔城市〕と農村〔鄉村〕等が含まれる。」と規定し、同法第6条は、「すべての組織〔単位〕と個人には、環境を保護する義務があり、且つ、環境を汚染または破壊する組織及び個人に対して、告発し告訴する権利を有する。」と規定している。環境は、人類の生存と発展に影響を及ぼす各種の自然的または人工的に改造された自然要素の総体である以上、街灯の明かりも含まれて然るべきである。Y

-
- （2）「都市環境装飾照明規範」（上海市質量技術監督局2004.6.29公布，2004.9.1施行）における各々の定義は、次の通りである。①「外溢光線/乱射光線（「乱射光線」の原語は、〔雜散光〕である。以下、中国語の原語はすべて〔 〕で表記する。）」とは、照明措置が発する光の中心点〔光中〕が目標区域又はその境界線以外の部分に置かれる光線のことであり、②「障害光線」とは、外溢光線/乱射光線の量又はその方向が、人々の苛立ち、心地の悪さ、集中力の低下又は一部の重要な情報（例えば、交通信号）に対する感知能力の低下を惹起せしめるに足り、更に、動植物に対しても悪い影響が生じ得るときの、その光線を指し、③「光汚染」とは、外溢光線/乱射光線の不利な影響により生じた好ましくない照明環境、狭義としては、すなわち、障害光線の消極的影響を指すものである。

が自己の営業所において、街灯を設置して自己の営業所の外部環境に照明を与えることには、本来ならば、故意・過失〔過錯〕が存しないところである。（下線および算用数字は筆者によるものであり、後述の「II. 解説2. 検討」と合わせて参照されたい）①ところが、Yの営業所と周辺住民の団地〔小区〕との距離が近すぎる上に、その間には何の遮断するものもなく、本件街灯の外溢光線、乱射光線が周辺住民の住居内に入ることができ、その量も、室内の人々の夜間休息の際に通常慣れている暗い環境を変えることができ、且つ、③一般公衆が普遍的に受忍可能な範囲を越えている。よって、②本件街灯の外溢光線、乱射光線は確実に、「都市環境装飾照明規範」における障害光線の程度に達しており、既に強光によって惹起される光汚染を構成し、汚染を受けた住民は、告訴する権利を有する。

Yは、本件街灯は、その営業所の通常の照明に用いられ、その経営にとって、必須の措置であると主張しているが、調査によると、⑧それは駅、空港、公道等の公共の場所において、公衆にサービスを提供するための必置の照明、装飾用の電灯ではなく、Yが単に自己の経営の便宜のために設置した街灯にすぎない。Yは、その他の方法でもって、営業所の外部環境に照明を供するかまたは遮断等の必要な措置により、本件街灯が他人の合法的な権利利益を侵害することを回避する条件を完全に具備している。Yによるこの抗弁は、不法行為の合理的免責事由とはならず、採用するところではない。

Yは、本件街灯は、Xに実際の損害結果をもたらしていないと主張する。しかし、④環境汚染が人体の健康にもたらす実際の損害結果には、症状が明確で且つ計量方法によって反映され得るような損害結果のみならず、症状が明確でなく且つ暫くは計量方法によって反映され得ないような損害結果も含まれる。⑥光汚染が人体の健康にもたらし得る損害は、現在、既に公衆によって普遍的に認識されている。人々は夜間において、通常、暗い環境で休息をとることに慣れている。③本件街灯により、周辺住民の住居内に射込まれる外溢光線、乱射光線の量は、人々の夜間休息時に通常慣れている暗い環境を変えるに十分であり、且つ、一般公衆の普遍的な受忍限度を越えており、光汚染の程度は比較的明らかである。⑤このような状況の下で、Xは、本件街灯の明かりにより安らかに睡眠を取ることができず、よって、不眠、苛立ち等の症状が現れたと訴えている。このことは、正に本件街灯の明かりのXに対する実際の損害を意味するものである。⑥Xの訴えによるこれらの実際の損害は、日常生活の経験則に合致するため、最高人民法院の「民事訴訟の証拠に関する若干

の規定」第9条の規定（証明することを要しない事実に関する規定（同条1項3号）——筆者注）に基づき、Xは立証責任を負わず、上記の損害は事実であると推定されるべきである。Yは、光汚染がXに対して実際の損害を与えたことを否認するが、これにつき、Yは証拠を挙げて反駁しなければならない。⑦ところが、Yは、本件街灯がXの身体健康に危害を生ぜしめなかった証拠を挙げることができず、同抗弁事由も採用するところではない。

「中華人民共和国民法通則」第124条は、「国家の環境保護・汚染防止の規定に違反して環境を汚染し、他人に損害をもたらしたときは、法に基づき民事責任を負わなければならない。」と規定し、環境保護法第41条1項は、「環境汚染の危害をもたらしたときは、危害を排除するとともに、直接損害を受けた組織または個人に対してその損失を賠償しなければならない。」と規定している。本件街灯の明かりは、既にXの正常な居住環境および健康的な生活に損害をもたらしており、環境汚染を構成する。Yは、当該侵害行為に合理的な免責事由があることを立証できないのであるから、危害排除の責任を負わなければならない。Yは、訴訟係属中、既に本件街灯の使用を停止するとともに、今後、再び使用しないことを承諾しており、このことは、法に悖ることなく、支持すべきである。Yによる不法行為がXに対して、好ましくない社会的影響（社会的名誉の低下等が考えられる——筆者注）をもたらしていないのであるから、XのYに対する公の場における謝罪の訴訟請求は、支持しない。また、Xは、Yに対して1元のみ損害賠償を請求しているが、自らにもたらされた光汚染による実際の損失額について立証できていない。よって、当該訴訟請求も支持しない。

II. 解 説

2009年12月26日に採択され、2010年7月1日から施行された中国不法行為責任法⁽³⁾は、独立した「環境汚染責任」という章を設け、その下に4つの条文を置いた。同法の公布施行により、今後の裁判実務の動向が注目されてい

(3) 原語は「侵權責任法」であり、その訳語としては、「權利侵害責任法」、「不法行為責任法」、「不法行為法」など、種々考えられ得るが、本稿では「不法行為責任法」に統一した。なお、その理由に関しては、拙稿「中国不法行為責任法における責任負担方法」中国研究月報2011年5月号37頁以下を参照されたい。

る⁽⁴⁾。

「最高人民法院公報」に掲載された本件は、不法行為責任法制定前のものであり、「光汚染」に対する差止の可否が最大の問題となった事件である。以下、本件の解説に入る前に、不法行為責任法の関連規定をも視野に入れつつ、中国における差止をめぐる議論を、環境不法行為の要件論と結び付けて概観してみることしよう。

1. 環境不法行為の要件および差止をめぐる議論状況

中国の通説によると、環境不法行為は無過失責任とされる⁽⁵⁾。その要件に関しては、一般不法行為の要件に関する 3 要件説（損害、故意・過失、因果関係）と、通説とされる 4 要件説（損害、故意・過失、違法性、因果関係）に対応して、主に、2 要件説と 3 要件説に分けることができる。すなわち、2 要件説は、損害、加害行為と損害との間の因果関係で足りるとし⁽⁶⁾、3 要件説は、損害、因果関係のほかに違法性を要件として挙げる⁽⁷⁾。以下、違法性、損害、

(4) 「環境汚染責任」に関する比較的まとまった日本語文献として、差し当たり、張挺「中国の新『不法行為法』と環境責任」立命館法学2010年4号（特に90頁以下）を挙げておく。なお、以下の参考文献に関しては、紙幅の関係上、必要最小限に止めたことを断わっておきたい。

(5) このような限定なしの理解は、学説だけでなく裁判実務においても一般的であると見受けられたが、不法行為責任法の主な起草者の一人である王勝明（全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会副主任）による、全国人民代表大会常務委員会の委員を対象に行われた講演において、異なる汚染源による異なる処理が目指されたことには注意が必要である。すなわち、「住民間の生活汚染には過失責任を適用し、主に物権法に規定されている相隣関係により解決する」が、「企業生産による汚染のような環境汚染には無過失責任を適用し、主に、不法行為責任法、環境保護法、大気污染防治法、水污染防治法等の関連法律により規律される」ことが、初めて明らかとなった（王勝明「我国的侵權責任法律制度——十一屆全國人大常委會專題講座第十講講稿」, http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2009-06/27/content_1508483.htm, 2011年6月5日確認）。なお、同様の理解は、その後の公権的解釈（後掲注（15）各文献参照）にも踏襲されることになった。

(6) 竇玉珍主編『環境法』（清華大学出版社，2008年）105～106頁、蔡守秋主編『環境法案例教程』（復旦大学出版社，2009年）216～218頁など。また、上記2要件のほかに、「加害行為（違法性評価を捨象したもの）」なる要件を挙げるものが多く見られるが、実質的にはこの2要件説と変わらないものである。

(7) 曹明德『環境侵權法』（法律出版社，2000年）158～186頁、楊立新『侵權行

因果関係の順で見えていくことにしよう。

（1）違法性

民法通則124条によると、環境汚染による不法行為責任を負うには環境汚染行為が存在しなければならず、かつ、当該行為は「国家の環境保護・汚染防止の規定に違反」する行為でなければならない。これに対し、環境保護法41条1項は、「危害の排除」及び「損失の賠償」という民事責任を負う前提条件として、汚染の危害をもたらしたことを必要としている反面、行為の違法性を行為者が環境民事責任を負う要件としていない。一方、その他の環境汚染防治に関する特別法も環境保護法と類似の規定を置いている。ここにおける「危害の排除」には、「侵害の停止」、「妨害の排除」、「危険の除去」が含まれると、一般的に解されており⁽⁸⁾、予防的請求の具体的内容をなすこれらの責任負担方法は、日本における差止に当たるものである。不法行為責任法は、民法通則134条1項の規定を踏襲する形で、同法15条に上記のものを含む8種類の責任負担方法を規定した。

民法通則124条と環境保護法41条1項の異なる規定と対応して、学説上も、違法性不要説⁽⁹⁾と違法性必要説に分かれており、環境法学者を中心として、違法性不要説が強く主張されている。

一方、違法性必要説を採る学者の間でも、違法性の判断基準をめぐって理解が分かれており、大きく、次のような3種類に分けることができる⁽¹⁰⁾。すなわち、①環境保護に関する国家の法律、法規および地方の関連規則に違反した

為法専論』（高等教育出版社，2006年）235頁，張新宝『侵權責任法原理』（中国人民大学出版社，2006年）373～378頁など多数。ただし，張新宝教授が近著において，不法行為責任法65条が明確に違法性を不要としていること，危険責任としての環境汚染責任は，違法行為に対する制裁ではなく不幸な損害に対する分担であることを理由に，従来の見解を改め，違法性を不要としたことには注意が必要である（『侵權責任法（第2版）』（中国人民大学出版社，2010年）284頁以下）。

- （8）詳しくは，拙稿「中国の環境汚染民事差止についての序論的考察（1）——中国の学説および判例を中心として」早稲田法学会誌61（1）（2010年）383頁以下（特に400頁以下）を参照されたい。
- （9）張坤民，金瑞林主編『環境保護法講話』（清華大学出版社，1990年）164頁，劉士国『現代侵權損害賠償研究』（法律出版社，1998年）209～213頁など。
- （10）張梓太『環境法律責任研究』（商務印書館，2004年）82～84頁，張梓太「環境民事糾紛処理制度障礙分析」同主編『環境糾紛処理前沿問題研究——中日韓學者談』（清華大学出版社，2007年）2～5頁。

ことのみが違法であるとするもの⁽¹¹⁾、②具体的な法律等の規定に違反するものだけでなく、関係する法の原則および精神に違反したものも含まれるとするもの⁽¹²⁾、③損害即違法であるとするもの⁽¹³⁾、である。なお、違法性をめぐる議論の本質は、不法行為に対する違法性判断を必要とするか否かにあるのではなく、違法性要件が独立性を具備し得るか否かにあるとの重要な指摘⁽¹⁴⁾がある。

環境不法行為に関する一般規定である不法行為責任法65条は、「環境汚染により損害をもたらしたとき、汚染者は、不法行為責任を負わなければならない」として、その文言上、違法性を必要としていない。この点、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会の公権的解釈は、一般不法行為（不法行為責任法6条1項参照）および環境不法行為の成立要件に関して、違法性の要否について、明言を避けている。つまり、違法性が必要とも不要とも述べていない⁽¹⁵⁾。一方、不法行為責任法の制定後においても、多くの裁判官を含め、違法性を独立した要件として取り上げる論者は、依然として多く見受けられる⁽¹⁶⁾。少なくとも、差止に関しても一概に違法性が不要だと解することは不当な結果を招きかねない。このことは、とりわけ、本件におけるような「利

(11) 王家福主編『中国民法学・民法債権』（法律出版社，1991年）515頁（王衛國筆），謝邦宇，李靜堂『民事責任』（法律出版社，1991年）370頁。

(12) 王利明，楊立新『侵權行為法』（法律出版社，2008年）284頁。

(13) 郭明瑞ほか編著『民事責任論』（中国社会科学出版社，1991年）222～226頁（郭明瑞筆），馬俊駒，余延滿『民法原論（第3版）』（法律出版社，2007年）1073頁，前掲注（7）張新寶『侵權責任法原理』375～376頁。

(14) 李承亮「侵權行為違法性の判断標準」法学評論2011年2期77頁。

(15) 王勝明主編『中華人民共和國侵權責任法釈義』（法律出版社，2010年）39～40頁，324～333頁，同主編『中華人民共和國侵權責任法条文解釈与立法背景』（人民法院出版社，2010年）31頁，258～265頁，同主編『中華人民共和國侵權責任法解説』（中国法制出版社，2010年）24頁，320～329頁，全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室編『中華人民共和國侵權責任法条文說明，立法理由及相關規定』（北京大学出版社，2010年）20頁，266～270頁。

(16) たとえば，①奚曉明主編『中華人民共和國侵權責任法条文理解与適用』（人民法院出版社，2010年）49頁（閔麗筆），454～457頁（余曉漢筆）（前者は，不法行為責任法6条1項，後者は，同法65条に関する部分である。以下，同じ。），②陳現傑主編『中華人民共和國侵權責任法条文精義与案例解析』（中国法制出版社，2010年）21頁（梁清筆），225頁（閔麗筆），③奚曉明，王利明主編『侵權責任法新制度理解与適用』（人民法院出版社，2010年）31頁以下，④楊立新『侵權責任法』（法律出版社，2010年）68頁以下，480頁以下など，多数。

益」（「正常な居住環境および健康的な生活」）に対する差止を考えると、明らかであろう。

（2）損害

従来、損害の発生は、環境民事責任（主に、損害賠償）を負う前提であり、損害がなければ責任もないとされてきた。また、環境汚染により侵害され得る法益には、主に財産権と人格権が含まれ、特定の状況下では、精神的損害も環境汚染損害を構成する可能性があり、実際の裁判においても精神的損害賠償が認められたもの⁽¹⁷⁾がある。環境破壊（いわゆる純粋環境損害）に関しては、それが損害の範疇に属するか否か、理論上大きく意見の分かれるところであり、一般的な見解は、単に環境が汚染されただけで、他人の合法的な権利利益が侵害されなかった場合には、民事責任を負う意味での損害を構成しないと解していた⁽¹⁸⁾が、今回の不法行為責任法の公権的解釈は——その法的構成には、難点が残ると思われるが⁽¹⁹⁾——環境汚染による損害には、純粋環境損害をも含み得るとの立場を明らかにした⁽²⁰⁾。

一方、予防的責任負担方法としての「侵害の停止」、「妨害の排除」、「危険の除去」は、物権的請求権の内容をなすものでもあるため、これらを適用するには故意・過失が不要であり、なお且つ、現実的損害の発生も必要でないとするのが、中国の多くの学者の共通認識である⁽²¹⁾。また、今回の不法行為責任法

(17) たとえば、前掲注（8）拙稿「中国の環境汚染民事差止についての序論的考察（1）」における裁判事例8・10など参照。

(18) 孫佑海編著『日本企業のための中国環境法』（神岡リサーチ株式会社、2006年）12-7頁。

(19) 私人に属する何らかの権利利益が侵害されたことをその前提とする従来の民事訴訟法による場合、純粋環境損害においてそのような権利利益の存在を觀念することが難しいため、大きな障壁となる。この点、中国においては、原告適格の拡充を中心に、いわゆる「公益訴訟」に関する議論が盛んに行われており、裁判所内に独立した環境保護法廷が設置されるようになった（詳しくは、北川秀樹「中国の環境法政策と執行メカニズム——地方政府の環境ガバナンス」龍谷法学43（3）294頁以下（特に、322頁以下）（2011年3月号）を参照）。しかし、これらの動きはあくまで試験的段階に止まっており、真の「公益訴訟」制度が、未だ確立されていないことも相俟って、純粋環境損害に対する救済には依然として多くの課題が残されているのが現状である。

(20) 前掲注（15）各文献参照。

(21) 楊立新「侵權責任立法最新討論の50個問題」河北法学2009年12期2頁以下、崔建遠「論歸責原則与侵權責任方式的關係」中国法学2010年2期40頁以下、魏

の制定過程において、上記の責任負担方法について別途規定を置くことが、多くの学者により提案されたが、採用されなかった。起草者が採った方法は損害概念の内容を拡大することであった。すなわち、「損害」には実際の損害だけでなく、現実的脅威も含まれるとする、いわゆる「大損害」なる概念を採用したのである⁽²²⁾。しかし、このような「大損害」は、これまでの「損害」とは異なるものであり、「損害」概念の相対化、拡張化を招きかねない⁽²³⁾。なお、不法行為責任法 6 条には「損害」という文言はどこにも出てこないが、「権利利益侵害」を「損害」に読み替えているようである⁽²⁴⁾。

(3) 因果関係

通常、「主張するものが、挙証する」「誰主張,誰挙証」という表現に通俗化される中国民事訴訟法64条1項は、当事者が自らの主張に対して、「証拠提出責任」を負うことを定める。その文言上、当事者の負う挙証責任は、行為責任としての主観的証明責任のみとなっていたが、その後、最高人民法院の「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」(以下、単に「規定」という。)2条において、挙証責任には結果責任としての客観的証明責任も含まれることが初めて明らかとなった。このことにより、中国民事訴訟法は、基本的に法律要件分類説(より正確には、ローゼンベルグの「規範説」)によって挙証責任の配分を行うことになったとされる⁽²⁵⁾。これが、挙証責任の配分に関する原則的ルールで

振瀛「侵權責任方式与歸責事由，歸責原則的關係」中国法学2011年2期27頁以下など，多数。

(22) 前掲注(15)各文献参照。なお、「大損害」という用語は、崔建遠教授によるものである(前掲注(21)崔建遠論文参照)。

(23) 住田尚之「中国における新しい不法行為法の制定」ジュリスト1406号52頁(2010年9月号)。

(24) 2010年11月27日、中国法学会民法学研究会会長王利明教授の早稲田大学における講演会での指摘およびその後の筆者の質問に対する回答による。

(25) 張衛平『民事訴訟法教程』(法律出版社，2008年)85頁。中国法における「挙証責任」は当初——嘗ての「真実の発見」，職権探知という訴訟観および訴訟モデルとも深く関わると思われるが——単なる行為責任である「証拠提出責任」として、一般的に解されていたが(李浩「我国民事訴訟中挙証責任含義新探」西北政法学院学報1986年3期43頁)，現在では、この「挙証責任」には、主観的証明責任と客観的証明責任が含まれるとするのが一般的である。これらは、それぞれ、英米法系における「証拠提出責任」，「説得責任」に対応している(畢玉謙「關於主観証明責任の界定与基本範疇研究」西南政法大学学報2008年3期43頁以下，同「解説民事証明責任在語義上の表述与基本属性」法律適用

ある。

一方、環境訴訟においては、証拠の偏在、資力および証拠収集能力の顕著な格差等により、上記の原則通り、被害者に挙証責任を負わせることは、明らかに不当である。そこで、被害者がより公正かつ合理的な救済を得られるよう保障するため、その例外規定として、挙証責任の転換〔倒置〕制度が設けられるようになった。

まず、最高人民法院の『「中華人民共和國民事訴訟法」を適用する若干の問題に関する意見』（1992. 7. 14, 法発〔1992〕22号）74条3号が、環境汚染による損害賠償訴訟において、原告の提出した権利侵害の事実について被告が否認する場合、被告が挙証責任を負う旨を規定し、その後、上記「規定」（2001. 12. 21, 法釈〔2001〕33号）4条1項3号がさらに一歩進んで、環境汚染による損害賠償訴訟において、加害者が法律の定める免責事由及びその行為と損害結果との間に因果関係が存在しないことについて、挙証責任を負うと定めた。次に、法律として初めて、挙証責任の転換規定を設けたのは、2004年に改正された「固体廃棄物環境污染防治法」であり（同法86条参照）、その後、2008年に改正された「水污染防治法」87条も同様の規定を置いた。上記の各規定（特に最後のもの）を受ける形で、不法行為責任法66条は、「環境汚染により紛争が生じたとき、汚染者は、法律に定める責任を負わない場合または責任が軽減される場合及びその行為と損害との間に因果関係が存在しないことについて、挙証責任を負わなければならない。」として、因果関係に関する挙証責任の転換規定を継承した。なお、本条における「責任を負わない場合または責任が軽減される場合」は、明らかに被告の抗弁事由であり、挙証責任の問題とは関係ないものであり、そもそも、規定することはなかったと考えられる。

しかし、この挙証責任の転換規定に関しては、①挙証責任の転換を、環境汚染事件だけに限ることなく、環境破壊事件にも拡張すべきであること、②被告に挙証責任が転換されているとはいえ、挙証の範囲、証明度および原告も一定の挙証責任を負うか否かについては、明確にされておらず、このことは、訴訟当事者の勝敗にも直接影響している、などの指摘⁽²⁶⁾がある。とりわけ、②は、

2008年7期31頁以下）。このように、現在、中国において「挙証責任」は、「証明責任」と同義として用いられるのが一般的である。したがって、本稿でも、特に断らない限り、「挙証責任」と「証明責任」を同義として使用する。

(26) 鄧一峰『環境訴訟制度研究』（中国法制出版社、2008年）249～250頁、張叙「環境侵權民事訴訟挙証責任分配之比較研究」河北法学2009年2期39頁。

挙証責任の転換と因果関係の推定の関係にも深く関わっているが、一部のものの⁽²⁷⁾を除き、両者を同一視するのが一般的である。なお、環境不法行為または環境責任に関して、因果関係の推定規定を定めた国家法レベルのものではなく、各地方の環境保護条例に散見されるに止まる⁽²⁸⁾。

挙証責任の転換は、挙証責任の配分に関する原則に対する例外であり、それは、(当事者間の公平、被害者救済のような)法政策または法秩序を維持するため、特に法律により設けられた、相手方に証明責任を負わせる例外的規定である。すなわち、一方の当事者が、その求める訴訟請求の根拠となる事実または相手方の訴訟請求を反駁するための根拠となる事実について証明責任を負わず、その事実を否認する他方の当事者が反対事実の証明責任を負うことに關して、法律が直接規定したものである。一方、推定とは、ある事実の存在に基づき行われる、それと関係する他の事実の存在または不存在に対する仮定を指すものである、とされる⁽²⁹⁾。したがって、厳密にいうと、挙証責任の転換の場合は、因果関係の推定という問題が生じる余地はないはずである。もちろん、すべての挙証責任が被告側に転換されるのではなく、因果関係を除く他の要件、たとえば、損害の発生、加害行為の存在⁽³⁰⁾に關しては、依然として、被

(27) 以下に挙げる各論者は、「挙証責任の転換」と「因果関係の推定」は異なるものであると明確に指摘する。①王利明ほか『中国侵權責任法教程』（人民法院出版社，2010年）654～656頁（高聖平筆），②王杜坤「環境侵權訴訟中的因果關係与挙証責任」環境經濟2010年8期51頁以下，同「環境侵權因果關係挙証責任分配研究——兼論『侵權責任法』第66条的理解与適用」河北法学2011年2期2頁以下，③劉璐，繆宇「環境污染責任的構成与挙証責任の分配——『侵權責任法』第8章『環境污染責任』的理解与適用」政治与法律2010年5期28頁以下など。なお、多くの民訴学者が一般的に、両者を異なるものと解しているのに対し、両者を同一視する論者の多くは、実体法学者である。

(28) 奥田進一「環境被害者の救済制度——民事責任を中心として」中国環境問題研究会編『中国環境ハンドブック [2007-2008年版]』（蒼々社，2007年）208頁。

(29) 田平安，陳彬主編『民事訴訟法学（第2版）』（法律出版社，2010年）215頁，217頁。

(30) 前述の通り，違法性要件の要否に關して意見が分かれているが，環境不法行為訴訟に關する従来の裁判實務は，違法性判断を行ってきたとの指摘もある。差し当たり，王世進，曾祥生「侵權責任法与環境法的對話：環境侵權責任最新發展——兼評『中華人民共和國侵權責任法』第八章」武漢大學學報（哲學社會科學版）63（3）405頁（2010年），張晏「環境侵權救済法律体系的構建」研究

害者側が挙証責任を負うことになる。しかし、従来の裁判実務においては、このような挙証責任の転換が貫徹されたとはいえず、事件によって齟齬を来している。その強力な効果のため（場合によっては、加害者側の免責が一切認められなくなることもあろう）、被害者側と加害企業側のバランスを考え、多くの裁判官が挙証責任の転換に踏み切れていないのが現状であろう⁽³¹⁾。

2. 検 討

本件は、原告が、被告設置の街灯により不眠等の症状が現れ、仕事の効率が低下したなどとして、差止め、損害賠償等を求めた事件であり、近年、注目されつつある「光汚染」（光害）に関して初めて公表された判決であり、社会的にも多く注目されたものである。本件に関する「最高人民法院公報」の「裁判要旨」は、「民法通則第124条および環境保護法第41条の規定に基づき、行為者の照明器具が他人の正常な居住環境および健康的な生活に環境汚染による危害をもたらしたときは、行為者にはその危害を排除する責任がある」と述べる。このように、本件の最大の意義は次の点にあると考えられる。すなわち、環境不法行為の責任形態として、差止めも可能であり、なお且つ、その際の被害者法益としては、権利だけでなく、「正常な居住環境」および「健康的な生活」というような利益も含まれ得ることが、本件において確認されたということである。

本件の争点として、（１）被告の街灯設置行為による「光汚染」の成立の有無、（２）原告の損害の有無およびその認定、（３）被告の負うべき責任形態の種類が挙げられている。このように、本件において、因果関係の証明は争点になっておらず、上記「規定」により直接挙証責任の転換が行われたかは不明で

生法学24（3）53頁（2010年）を挙げておく。

- (31) この点、中南財經政法大學環境資源法研究所の呂忠梅教授を研究代表者とする研究グループが、全国31の省クラスの関連機関（裁判所、環境保護局等）および省都、重点都市、一部の地区級都市、農村地域を対象に、2007年7月から同年9月までの集中的調査と2007年10月から2009年12月までの間における数回にわたる補充的調査を経て、800近い環境民事裁判文書を収集したが、その中で挙証責任の転換ルールを採用したものが49.6%と半数に満たないことが明らかとなった（呂忠梅ほか「中国環境司法現狀調査—以千份環境裁判文書為樣本」法学2011年4期82頁以下（87頁）。その日本語訳に当たるものとして、呂忠梅ほか（金紅実訳）「中国環境司法の現狀に関する考察——裁判文書を中心に」龍谷法学43（3）368頁以下（379頁）（2011年3月号）がある）。

ある。

まず、(1)の「光汚染」の成立の有無に関し、本件裁判所は、「被告が自己の営業所において、街灯を設置して自己の営業所の外部環境に照明を与えることには、本来ならば、故意・過失が存しないところである。」として、被告の「故意・過失」について言及する。環境不法行為が無過失責任とされる従来の通説からは、このような判断は不要なはずである。このことは、環境不法行為において、異なる污染源により異なる帰責原則が適用され、本件のような相隣関係には過失責任が適用されるとの前記公権的解釈(前掲注(5)・(15)参照)に合致するものである。本件裁判所は、被告側の事情として、①同営業所の立地条件、予防措置の未実施、②具体的な環境基準の違反という行為の法規違反性を、原告側の事情として、③本件街灯による被害の程度が受忍限度を越えたこと(これはまた、被告に不利に働く行為態様でもある)を理由に、被告の街灯設置行為による「光汚染」の成立を認定した。このロジックは、違法性判断に関する日本の「相関関係理論」にかなり相似するものであり、「光汚染」の成否の問題は、加害行為すなわち違法性の有無の判断にも深く関わるものである。なお、上記3要素により過失が認定されたか否かに関する直接の言及はないが、逆接を意味する接続詞([但])が使われていることから、実質的には被告の故意・過失が認定されたと考えられる。

次に、(2)の損害の認定に関しては、④環境不法行為における「損害」の性質・内容、⑤原告側に見られる具体的症状、⑥経験則および公知の事実による、損害の推定および挙証責任の移転(挙証責任の転換ではない)、⑦被告の反証の不成立、更に、上記の(1)における③というファクターが加わることにより、原告に「実際の損害」がもたらされたと認定された。一方、原告が「実際の損失額」について立証できていないとして、原告の損害賠償請求は棄却されている。あくまで、「損害の発生」と「損害額の計算」は別問題とされる。ここにおける「損害」概念の捉え方は、いみじくも不法行為責任法に関する前述の公権的解釈と整合性を有するものであり、ある意味で「立法を先取りした」ということができ、実に興味深い。

更に、(3)の被告の負うべき責任形態に関しては、上記の通り、損害賠償請求が棄却され、また、謝罪の請求は、被告の行為態様および原告に好ましくない影響(社会的名誉の低下等)が生じていないことを理由に、棄却された。

本件において、街灯の使用禁止、「光汚染」による侵害の排除という原告の差止請求は、認められたが、その論理は必ずしも明らかでない。ただ、上記の

諸ファクターのほかに、⑧本件街灯の性質・被告の代替措置（侵害回避）の可能性という要素が、差止認容の際に考慮されたと考えられる。また、本件においては、原告の受ける被害と比べて、被告に差止を命じても、被告に特別な犠牲を強いることにはならないという、価値判断があったと考えられる。

このように、本件における環境不法行為の要件は、故意・過失、損害、加害行為（違法性）、因果関係からなっていると考えられるが、上記のように、不明な点が少なからず残されている。その他に、例えば、本件における「都市環境装飾証明規範」は、「光汚染」に関する中国初の地方性技術規範であり、その法的効力に関しては議論があること⁽³²⁾、同規範の施行日と原告の提訴日が同一であり、本件における同規範の適用は、法の不遡及原則に反するものであることなどの問題点がある。なお、本件被告の親会社である上海永達グループは、自動車販売、不動産開発等を手掛けており、「中国サービス企業500強」、「中国自動車販売サービス10大企業グループ」にも選出された大手企業である。また、本件の提訴当時、上海において、「光汚染」による被害が広く注目され、本件をいわゆる「公益訴訟」として捉える世論があったことには注意が必要であろう。そして、最高人民法院が本件を選んだ理由は、その法的推論の精緻さとは関係なく、被害者による権利主張という事実注目し、権利実現手段の拡大化、権利意識の向上およびその教育のためではないかと、推測される。

一方、様々な問題点を抱えながら、本件における種々の理解が、結果的に不法行為責任法に反映されている点において、本件が改めて注目されてもよいように思われる。

III. 終わりに

上述の通り、中国不法行為責任法は、差止（「侵害の停止」、「妨害の排除」、「危険の除去」がそれに当たる——筆者注）を含む多様な責任負担方法を規定した。このことは、民法典に差止に関する規定をもたない日本の場合と明らかに異なる。しかし、日本のように従来から詳細な議論が行われてきたのとは異

(32) 本市对『城市環境（装飾）照明規範』進行説明」<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2315/node4411/userobject21ai92192.html>, 「『上海市城市環境装飾照明規範』没有法律強制力？」http://news.xinhuanet.com/focus/2004-11/18/content_2171851_2.htm, 2011年6月1日確認。

なり、中国において、差止に関する法的構成およびその要件論は甚だ不十分であり、日本における議論が参考になると考えられる。

中国不法行為責任法をリスク社会への対応として捉える見解⁽³³⁾もあるように、現実的に尖鋭化され社会問題化された諸類型を独立した章として取り上げるという手法は、「調和社会の構築」という政治的目標とも相俟って、当面の現実問題の解決を重視する中国の一貫した立法スタイルを色濃く反映するものといえよう。

最後に、最高人民法院が、中国政法大学環境資源法研究所（所長：王燦發教授）に、不法行為責任法等の法律における環境汚染責任規定について、司法解釈に関する専門家建議稿の起草作業を正式に委ねたことを付言しておく。同司法解釈には、主に、次のような内容が含まれることになっている。すなわち、①環境訴訟の原告適格の明確化、②不法行為責任法と他の法律間における法の適用の統一、③環境不法行為の帰責原則の明確化、④環境汚染行為と損害結果との間の因果関係に関する判断基準の確定、⑤環境訴訟における挙証責任の配分原則の明確化、⑥環境汚染による不法行為責任負担方法の確定、⑦数人による不法行為責任の区分、⑧裁判文書の効力範囲の確定、⑨環境不法行為に関する民事訴訟と行政訴訟の関係の調整、⑩環境訴訟と訴訟外の紛争処理手続間の接続メカニズムの確立、という多岐にわたるものであり、環境不法行為の殆どの領域をカバーすることになる⁽³⁴⁾。同司法解釈の制定公布により、今後の裁判実務に多大な影響を及ぼすことは間違いないだろう。今後の動向に注目したい。

(33) 高見澤磨、鈴木賢『中国にとって法とは何か——統治の道具から市民の権利へ』（岩波書店、2010年）199頁以下。

(34) 「最高人民法院委託法大環境法研究所起草環境侵權責任的司法解釋」
<http://www.clapv.org/NewsContent.asp?id=882&title=最新動太&titlecontent=NewsList &lei1=106>, 2011年5月27日確認。